

答 申 第 2 3 号

平成19年5月25日

仙台市長
梅 原 克 彦 様

仙台市情報公開審査会
会 長 佐 藤 宏

仙台市情報公開条例第21条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年4月7日付け健健障第83号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第33号 「障害程度区分認定モデル事業に関して厚生労働省へ送付した電子データ」の公文書非開示決定処分に対する異議申立て

答 申
(諮問第 3 3 号)

1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）の行った非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき「障害程度区分認定モデル事業に係る文書のうち厚生労働省へ送付した電子データ」の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 18 年 3 月 10 日付で非開示決定したことについて、その取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書（別添 1 - 1）及び意見書（別添 1 - 2）により主張している異議申立ての主な理由は次のとおり要約できる。

国へ文書を提出する場合、控えを作成することが通例であるため厚生労働省に提出した電子データの控えは存在するはずである。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書（別添 2）及び口頭による説明において主張している主な非開示理由は、おおむね次のとおり要約できる。

厚生労働省に提出するために作成した電子データは、保存する必要性がないものと判断し、保存を行わなかったため不存在である。

5 審査会の判断

(1) 本件請求文書について

本件異議申立てに係る対象文書（以下「本件請求文書」という。）は、厚生労働省の「障害程度区分判定等試行事業実施要綱」に基づき平成 17 年度に実施機関が実施した「障害程度区分に係る認定調査並びに市町村審査会の試行事業」（以下「試行事業」という。）において厚生労働省から配布された専用ソフトに入力した電磁的記録である。

(2) 本件請求文書の不存在について

申立人が主張するところによれば、行政（自治体）が文書を作成して国へ提出する場合には、控えを作成するはずであり、複写せずに国へ送付した処理が適切であることを証明する必要がある旨指摘する。

一方、実施機関が主張した事実経過は次のとおりである。すなわち、実施機関は委託契約に基づき、平成 17 年 7 月 5 日に本件請求文書を厚生労働省あて郵送した。通常、国への報告文書を送付

する場合、決裁を受けるために紙に出力し、データの保存も行うが、本件の厚生労働省から配布されたソフトを用いて作成したデータを担当者が確認したところ、単なる記号の羅列になっており、紙に出力して保存を行うことや電子データの複写保存は執務上必要のないものと判断したため、控えを作成せずに国へ提出したというものである。

本件請求文書が厚生労働省から配布された専用ソフトを利用して全国一律に調査データを入力処理するといった性質のものであることを考えると、入力後のデータを閲覧しても一見して意味のわかる状態となっていないことは不自然なことではないと認められ、また当該ソフトも業務終了後、国へ返却することになっていたことから、実施機関がデータの控えを保存しなかったということについても一定の合理性があると認められる。したがって、実施機関に本件請求文書が存在するとは認められない。

(3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 3 3 号)

年月日	内容
平成 1 8 年 4 月 7 日	諮問を受けた
平成 1 8 年 4 月 2 6 日	実施機関から理由説明書を受理した
平成 1 8 年 5 月 3 1 日	異議申立人から意見書を受理した
平成 1 8 年 6 月 3 0 日 (平成 1 8 年度第 2 回情報 公開審査会)	実施機関から意見を聴取した 諮問の審議を行った
平成 1 8 年 8 月 3 1 日 (平成 1 8 年度第 4 回情報 公開審査会)	諮問の審議を行った
平成 1 8 年 1 0 月 2 日 (平成 1 8 年度第 5 回情報 公開審査会)	諮問の審議を行った
平成 1 8 年 1 1 月 6 日 (平成 1 8 年度第 6 回情報 公開審査会)	諮問の審議を行った
平成 1 8 年 1 2 月 2 6 日 (平成 1 8 年度第 7 回情報 公開審査会)	諮問の審議を行った